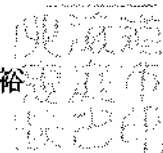


予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により令和7年度定期予防接種（B類疾病）を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月29日

恵庭市長 原田 裕



1. 予防接種の種類

高齢者肺炎球菌予防接種

2. 対象者の範囲

恵庭市に住民票を有する者で次のいずれかの者

- ① 満65歳の方
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ障害者手帳1級を有する者

3. 予防接種を行う期日（期間）

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4. 予防接種を行う場所等

医療機関での個別接種とする。医療機関一覧は別表1のとおり

5. 接種費用

2,500円

ただし、生活保護受給者は無料

6. 予防接種を受けることが適当でない者

- ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
- ④ 過去に免疫不全の診断を受けた者
- ⑤ その他、医師に予防接種を行うことが不適当な状態と判断された者

7. その他注意事項

- ① この予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。したがって、接種を希望する者は、副反応についても理解した上で、自らの意思で接種を希望する場合に限り接種を受けるものとします。
- ② 既にこのワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とします。

別表 1 個別接種を実施する医療機関（志庭市内）

医療機関名	所在地
恵庭ふじたクリニック	黄金中央 1-4-3
えにわ内科・消化器内科クリニック	柏陽町 3-29-10
我汝会えにわ病院	黄金中央 2-1-1
恵庭第一病院	福住町 1-6-6
恵庭みどりのクリニック	緑町 1-5-3
恵庭南病院	住吉町 2-4-14
尾形病院	島松仲町 1-4-11
こがね循環器内科医院	黄金中央 1-13-5
緩和ケアクリニック・恵庭	白樺町 3-22-1
くどう内科循環器内科クリニック	白樺町 1-1-2
小池内科外科クリニック	大町 3-2-13
島松病院	西島松 570
たかはしかえ内科・循環器クリニック	恵み野里美 1-1-5
ひまわり皮膚科形成外科クリニック	栄恵町 125
福原医院	島松東町 3-1-15
本田記念病院	下島松 619-1
恵み野耳鼻咽喉科クリニック	恵み野西 2-2-16
恵み野内科循環器クリニック	恵み野北 3-1-1
恵み野病院	恵み野西 2-3-5
ラ・デュースクリニック	恵み野西 5-3-1
恵望会診療所	柏木町 429-6

※やむを得ない理由で市外接種を希望される場合は、事前に申請手続きが必要となります。